（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　（略）

２　第百四十五条の事業対策官（前項に規定するものを除く。）のうち、一人は令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち三人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（宮城南部復興事務所の設置期間の特例）

第二十二条　東北地方整備局宮城南部復興事務所は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（久慈川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十三条　関東地方整備局久慈川緊急治水対策河川事務所は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（肱川緊急治水対策河川事務所の設置期間の特例）

第二十四条　四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	岩木川（岩木川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）及び馬淵川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
			（略）	（略）
	高瀬川河川事務所	八戸市	高瀬川	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
			（略）	（略）
	岩手河川国道事務所	盛岡市	北上川上流（岩手県境から上流）のうち、北上川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く区間	改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務
	（略）		（略）	（略）

（事業対策官の設置期間の特例）

第十七条の三　（略）

（新設）

（地域防災調整官の設置期間の特例）

第十七条の四　第百四十五条の三の地域防災調整官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

別表第六（第十一条、第百三十条及び第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
東北地方整備局	青森河川国道事務所	青森市	岩木川（岩木川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）及び馬淵川	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報
			（略）	（略）
	高瀬川河川事務所	八戸市	高瀬川	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
			（略）	（略）
	岩手河川国道事務所	盛岡市	北上川上流（岩手県境から上流）のうち、北上川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く区間	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
	（略）		（略）	（略）